

# 「境界標復元測量・設置業務委託」仕様書

## 1 件名

境界標復元測量・設置業務委託

## 2 目的及び概要

側溝修繕工事において亡失(破損)させた小山下板倉町 20番1及び 22番2の間の民有地境界標について、隣接トラブルを防ぐため、地積測量図等に基づき測量を実施し、境界標を再設置するもの。

## 3 期間

契約締結の日から令和8年7月31日まで

## 4 場所

京都市北区小山下板倉町 20番1及び 22番2



## 5 内容

- ・ 事前調査:法務局備付けの公図・地積測量図及び京都市保管の道路区域明示図等、関連資料を踏まえた現地調査及び現地立会。(公図・地積測量図、道路区域明示図等の関連資料は本市より提供する。立会は京都市担当者も同席し、境界標の設置方法を確認する。)
- ・ 測量作業:収集資料および現地の基準点等に基づく測量の実施。(地積測量図等による世界測地系の座標の復元。)
- ・ 境界標設置:確認された境界点への境界標(金属標または金属プレート等)の再設置。既存の破損した境界標を撤去する場合は、撤去した部材は適切に処分すること。

## 6 本業務における留意事項等

- ・ 業務完了後、完了届、写真帳を提出すること。  
なお、写真帳は、着手前、完了写真、業務工程ごとの業務状況写真を提出すること。
- ・ 業務に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は本業務に含む。
- ・ 本業務の実施で生じる発生材については、適切に処分すること。
- ・ 近隣住民等との間で問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- ・ 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- ・ 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- ・ 業務中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- ・ 本業務の実施に伴い道路の規制を行う場合は、所轄警察署の道路使用許可を受けること。
- ・ 現場確認に関する出張料等の一切の費用は応募者の負担とする。
- ・ 地元への周知に期間を要するため、実施日については発注者と事前に協議すること。
- ・ 必ず現地や進入路の状況を確認のうえ、見積を作成すること。

## 7 支払条件

作業完了後、範囲において適切に作業が履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。